

令和6年度第1回 板橋区地域ケア運営協議会	資料 8-1
令和6年7月31日（水）	

板橋区地域ケア運営協議会設置要綱の改正について

1 改正理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）が、令和6年3月29日に公布された。介護保険法の規定により、区は、これらの基準に準拠して定める標記要綱の規定整備を行う必要がある。

2 改正概要

所要の規定整備

3 施行日

令和6年6月11日（火） ※区長決定の日